

Press Release



令和4年2月10日

三股町議会議員の除名処分に係る審決について

1 経緯

令和3年5月7日、三股町議会議長である重久邦仁氏（申請人）は、議会の慣例（申合せ）である任期2年で議長を辞職しないことを表明した。突然の表明に議会に混乱が生じるなどし、同月13日、三股町議会（処分庁）は、申請人に対し、一連の言動により議会を混乱させたことなどを理由に、議員を除名する処分を議決した。

同月20日、申請人は、除名処分が違法であるとして、宮崎県知事に対し地方自治法第255条の4の規定に基づき、除名処分の取消しを求める審決の申請を行った。

このため、同法第255条の5の規定に基づき、自治紛争処理委員による審理を経た上で、その意見を踏まえ、令和4年2月9日付けで審決を行ったものである。

2 処分理由の概要

- 処分理由1 三股町議会の慣例（申合せ）による議長辞職を突如拒否したこと
- 処分理由2 懲罰処分（公開の議場における陳謝）を拒否したこと
- 処分理由3 一連の議事運営における言動により、議会を混乱させたこと

3 審決の概要

下記主文のとおり審決した。審決書の概要は、別添のとおり。

(1) 主文

処分庁が令和3年5月13日に申請人に対して行った本件処分を取り消す。

(2) 理由

懲罰事由に当たるとした申請人の各行為には、一定の悪質性が認められるものの、有権者の投票によって与えられた議員としての地位を喪失させるべき程度にまで、極めて悪質であるということはできず、除名の懲罰を科すことは重きに失する。

よって、本件処分は議会の自律権に基づく裁量権を逸脱又は濫用したものであって違法であり、取消しを免れない。

<参考>

○地方自治法（抜粋）

第百三十四条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

第百三十五条 懲罰は、左の通りとする。

- 公開の議場における戒告
- 公開の議場における陳謝
- 一定期間の出席停止
- 除名

【お問合せ先】総務部 市町村課 行政担当
担当者：西山、享保、宮田
電話：0985-26-7116（内線2161）

結論：自治紛争処理委員による審理を踏まえ、本件除名処分は、議会の自律権に基づく裁量権を逸脱又は濫用したものであって、違法であり、取り消す。

懲罰事由に当たると判断した行為

処分理由1
処分庁の慣例（申合せ）による議長辞職を突如拒否したこと

議長辞職しないことを臨時会開会後に発表し、議会を混乱させたことは、議場の秩序を保持すべき立場にありながら、自ら議場の秩序を乱したものであって、地方自治法及び町議会規則に違反し、懲罰事由に当たると判断できる。

処分理由3
一連の議事運営における言動により、議会を混乱させたこと

【傍聴席の新聞記者への発言】

議会全体の名誉を傷つける可能性のある発言内容であり、議会の品位を重んじるとされる町議会規則に違反し、懲罰事由に当たると判断できる。

【動議に対する不適切な対応、その他の不適切な議事進行】

議場の秩序を保持すべき立場にありながら、自ら議場の秩序を乱したものであって、地方自治法及び町議会規則に違反し、懲罰事由に当たると判断できる。

懲罰事由に当たらないと判断した行為

処分理由2
懲罰処分（公開の議場における陳謝）を拒否したこと

陳謝文の朗読を拒否することは、原則として懲罰事由に該当する行為であるが、公開の議場での発言の重大さを踏まえれば、辞職を強制するとも読める内容について、申請人が朗読を拒否したことには正当な理由があると認められ、懲罰事由には当たらないと判断できる。

処分理由3
一連の議事運営における言動により、議会を混乱させたこと

【遅刻】

議会の品位を貶めたとまでは評価できないことから、懲罰事由には当たらないと判断できる。

除名処分の違法性について

除名という有権者の投票によって与えられた議員としての地位をはく奪する重大な懲罰を科すことが、議会の裁量権の範囲内にあるといえるかについて、以下のとおり判断する。

懲罰事由に当たるとした申請人の各行為には、一定の悪質性が認められる。

- ・ 議会の混乱は、議長辞職しないことを臨時会開会後に発表したことに端を発している。
- ・ 傍聴席の新聞記者に対して発言した内容は、議会全体の名誉を傷つける可能性のあるものであった。
- ・ 動議に対する対応やその他議事進行は、議長の権限を濫用した不適切なものであり、議会の混乱は更に強まった。

申請人は、議長として議場の秩序を保持すべき立場にありながら、自ら議場の秩序を乱し、議会に混乱を招いたものであり、懲罰事由に当たると判断でき、その行為には一定の悪質性が認められる。
さらに、臨時会の会期が延長したことによる関係者への影響は軽微なものとはいえない。

しかし、懲罰事由に当たるとした申請人の各行為を極めて悪質であるとまでは評価できない。

- ・ 議長辞職を拒否したことそのものは、政治的・道義的責任が生じるとしても、法律や会議規則等に違反したとは認められず、懲罰事由には当たらないと判断でき、法定されている議長の任期を全うしたいという申請人の動機には汲むべき事情があったといえる。
- ・ 動議に対する不適切な対応やその他の不適切な議事進行などの行為の前後では、地方自治法において議長の任期が規定されているにもかかわらず、申請人以外の各議員が、申請人に対し議長辞職を強く求めたことにより対立関係が生じ、その結果、議会の混乱が強まっている。

申請人の動機に汲むべき事情があったことや申請人の行為の前後の状況を踏まえると、懲罰事由に当たると判断した行為が、極めて悪質であるとまでは評価することはできない。

以上を踏まえると、本件一連の申請人の行為には、一定の悪質性が認められるものの、**有権者の投票によって与えられた議員としての地位を喪失させるべき程度にまで、極めて悪質であるということではできず、除名の懲罰を科すことは重きに失すると評価できる。**よって、本件処分は、議会の裁量権を逸脱又は濫用したものであって違法であり、取り消す。